

静岡県告示第662号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定に基づき、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を別紙のとおりとしたので、同条第9項の規定に基づき公示する。

令和7年10月14日

静岡県知事 鈴木 康 友

様式第6号

登録番号	29	登録年月日	平成27年5月26日					
登録検査機関の名称		株式会社マルサ佐野商店						
代表者氏名		代表取締役 佐野 達哉						
主たる事務所の所在地		静岡県静岡市葵区竜南三丁目17番17号						
登録の区分		品位等検査						
農産物の種類		国内産もみ、国内産玄米						
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員				成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	住 所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
静岡県								
備 考	主たる事務所の所在地の変更							

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。